

ZETUMA 広告主利用規約

ZETUMA 広告主利用規約（以下「本規約」という）は株式会社 move（以下「当社」という）と、当社の提供する ZETUMA アフィリエイトサービスに関して、本文に定義する広告主との間の関係を規律するものである。

第1条（定義）

1. 広告主、広告主サイト

当社と当社指定の申込書による ZETUMA 利用契約（以下「本契約」という）を締結して、自己の運営する、商品やサービスを提供する WEB サイトやアプリケーションソフトウェアに、ネットワークを利用して顧客を誘導することを希望する者を広告主といい、広告主の運営するサイトを広告主サイトという。

2. アフィリエイト、メディア

当社所定の規約による入会契約を締結して、自己の運営する WEB サイト、メールマガジン、SNS 等からネットワークを利用して、顧客を広告主サイトに誘導し、報酬を得ようとする者（当社自らが行う場合を含む）をアフィリエイトといい、アフィリエイトの運営するサイト、メールマガジン、SNS（新設されるもの、新たに登録されるものを含む）をメディアという。また、メディア上のリンクを通じて、メディアから広告主サイト又は広告主アプリへ移動し、あるいは移動しようとする者をユーザーという。

3. ユーザー

ユーザーとは、メディアを閲覧・利用し、メディア上の広告コンテンツ等を通じて広告主サイト等へ移動・移動しようとする者を意味し、ボット、メタスパイダー、マクロプログラム又はインターネットにおいて使用される他の自動化された人為的手段を含まないものをいう。

4. 成果、提携

ユーザーによる商品やサービスの購入、ユーザーによるフォーム入力やアンケートへの回答などのユーザー情報の提供、これらを総称し、成果と言う。アフィリエイトから広告主が出稿する広告に対して参加の申込を行い、これに対して広告主が承諾を行うことを提携という。

5. アフィリエイトプログラム・ZETUMA

広告主サイト及びメディアによって構築され、ユーザーをメディアから広告主サイトへ誘導し、ユーザーの成果があった場合、広告主が当社に、当社がアフィリエイトに対価を支払う仕組みをアフィリエイトプログラムかプログラムといい、当社の提供するアフィリエイトプログラム代行サービスあるいはネットワークを ZETUMA という。

第2条（申込と承諾）

1. 広告主になろうとするものは、次の事項についてすべて承諾したうえで、当社指定の申込書に必要事項を記入し、捺印の上、必要書類を添付して、申込をするものとする。また、当社に対して申し込みを行った場合は、次の事項についてすべて承諾したものとみなす。

- (1) 当社が定める広告主契約基準に基づき、当社が申し込みを承諾しない場合があること。また、当社が申し込みを承諾しない場合において、当社は広告主に対して、その内容・根拠の説明を行わないこと
 - (2) 当社が定める広告主契約基準等に基づき、当社が申し込みを承諾する場合であっても、当社は、当該承諾により、広告主が提供する商品・サービス、及びこれらの広告について、適法性、非侵害性、目的適合性等の一切の保証を行わないこと
 - (3) 当社が、当社の自由裁量において、広告主の商品、サービス、広告主サイトを、監督官庁その他行政機関に対して照会することに異議を述べないこと
2. 当社が申込内容を審査し、申込を承諾した時点から本契約は成立し効力を生じる。なお、申込の承諾とは当社が広告主に対してログイン ID をメールにて発信した時点をいう。
 3. 広告主は、当社に対して申し込みを行った場合において、広告主サイトの運營業務を第三者に委託するときは、当該第三者について、次の事項について表明し、保証する。
 - (1) 当該第三者が広告主サイト又は広告主アプリ上に記載している名称が真実であること
 - (2) 当該第三者が本規約第 1 2 条に違反しないこと
 - (3) 当該第三者に関する本規約上の一切の債務を広告主が負うこと

第 3 条 (保証金)

1. 当社は、広告主に対し、当社の裁量により、保証金を請求することができる。
2. 当社は、本契約が終了した時点で、保証金から広告主の未払いの債務を差引いて当該広告主に返還するものとする。なお、保証金は無利息とする。
3. 当社は、本サービス利用開始後においても、広告主に対し、取引の度合いに応じて保証金又は保証金の増額、あるいは本規約第 9 条に定める支払い方法に関し当社提携先との料金集金契約の締結を要求することができるものとする。
4. 本条第 3 項の要求にもかかわらず、広告主が当社の要請に基づく保証金の支払・増額に応じない場合、あるいは広告主の信用上の理由より当社提携先との料金集金契約が締結されなかった場合、当社は本規約に従い、本契約を解除することができる。

第 4 条 (ZETUMA の内容)

当社は、運営・管理する ZETUMA 及び ZETUMA を利用したアフィリエイトプログラムを広告主・アフィリエイト及びユーザーが利用できるようにする。

第 5 条 (プロモーション)

当社は、広告主のアフィリエイトプログラムが ZETUMA に登録され、アフィリエイトの募集活動が可能になった時点より一定期間、ニュースレターの発行、ZETUMA の WEB サイト上での告知を行い、広告主のアフィリエイトプログラムのプロモーションをする。但し、その期間・内容については、当社の自由裁量による。

第6条 (プログラム期間・成果報酬決定方法の選択)

1. 広告主は、アフィリエイトプログラム開始までに、アフィリエイトプログラム運用の期間とアフィリエイトに対する成果報酬の決定方法（成果保証型、クリック保証型、あるいは併用）を決定しなければならない。
2. アフィリエイトプログラムは当社が広告主から提出されたアフィリエイトプログラムの内容を審査し、承諾を行った時点で開始される。

第7条 (アフィリエイトの解除)

広告主がアフィリエイトプログラムに参加しているアフィリエイトとの提携を解除する場合は、アフィリエイトへの事前通知の上、ZETUMA 上の所定画面より解除することが出来る。また、広告主は、アフィリエイトプログラム参加中のアフィリエイトから事前通知無しにアフィリエイトプログラム参加を解除されることがあることを了承する。

第8条 (成果の承認、成果報酬の確定)

1. 広告主は、広告主が成果報酬の決定方法のうちクリック型を選択した場合又は ZETUMA 上で承認を不要とする選択をした場合を除き、成果のあった日より30日以内に ZETUMA の成果管理ページにて、自らの責任において個々の成果を承認又はキャンセルしなければならない。なお、成果管理ページにおいて何らかの原因により成果が反映されなかった場合であったとしても、当社又はアフィリエイトより成果を特定するに足る情報の提示を受けた場合は、これを成果として取り扱い、当該成果を確定又はキャンセルしなければならない。
2. 広告主は当社が認めた場合に限り本条第1項の成果承認までの期間を別途定めることができるが、広告主は期間を変更していることをアフィリエイトに対し周知させなくてはならない。
3. 広告主は本条第1項又は第2項の成果承認までの期間に、成果の確定又はキャンセルを行わなかった場合、成果が自動的に確定されることを承諾するものとする。
4. 広告主は、成果が本規約第6条の成果報酬の決定方法を満たした場合には、成果を確定しなければならない。成果の確定により、広告主は当社に対して成果報酬相当分の支払義務を負い、成果の確定は、いかなる理由があっても取消・撤回をすることができない。また、本条第1項に定める個々の成果の確定又はキャンセル処理を、当社が広告主に代わって行った場合は、広告主は、速やかにその処理を管理画面上で確認するものとし、当該確定処理に変更の必要がある場合は、確定の日から3営業日以内に当社に通知しなければならず、当該期日をもって広告主は当該確定処理を承諾したものとみなす。なお、本項の定めは、本条第6項の場合も同様とする。
5. 広告主が成果報酬の決定方法のうちクリック型を選択した場合又は ZETUMA 上で承認を不要とする選択をした場合、個々の成果があった時点で、個々の成果の確定があったものとみなす。なお、成果報酬の決定方法としてクリック型を広告主が選択した場合には、明らかな計算上若しくは技術上の過失がある場合又は不正クリック等当社が除外すべきクリックと判断した場合を除き、ZETUMA 上の成果集計に記載されたクリック数を正当な回数であるとみなす。
6. アフィリエイトが「ZETUMA アフィリエイト利用規約」に基づき退会等となり成果報酬の没収

又は返還が生じた場合にも、本条各項は適用され、広告主は当社に成果報酬を支払うものとし、広告主に対する返還は行わないものとする。

第9条 (ZETUMA 利用代金の支払方法)

当社は、毎月末日を締日として、成果報酬(前月分)を集計して、翌月 3 営業日以内に広告主に対する請求書を発行し、広告主は、請求月の末日までに当社指定の預金口座に上記利用代金を振込む方法により支払わなければならない。なお、振込手数料は当社負担とする。

第10条 (広告主の遵守事項)

広告主は、広告主サイトにおいて、又は ZETUMA の各種機能を利用して以下の事項を行ってはならず、当社から、是正の要請があった場合には、速やかに応じなければならないものとし、一定期間経過後も是正又は解決が図れていない場合には、第19条に従い本契約を解除することができるものとする。

- (1) アダルトサイト又はアプリ、アダルトバナーを掲載しているサイト又はアプリ、暴力・虐待を推奨するサイト又はアプリ、人種差別を推奨するサイト又はアプリ、その他、公序良俗に反する、又は法令（医薬品医療機器等法、金融商品取引法、景品表示法、出会い系サイト規制法等をさすがこれらに限られない）に違反するなど、当社が ZETUMA 上不適当と判断するサイト又はアプリの運営・提供
- (2) 当社に対して虚偽の情報を申述すること、あるいは ZETUMA に対して虚偽の情報を提供すること
- (3) 18 才未満の者を担当者とする
- (4) 当社アフィリエイトを、他のアフィリエイトプログラム又は類似のサービスへ勧誘する行為、当社アフィリエイトに対し ZETUMA 類似の広告の直接取扱又は直接成果報酬等の授受をすることを目的として直接連絡する行為（本号に該当する行為を行った広告主は、当該行為の対象となった当社アフィリエイト数に 1,000 円を乗じた金額を違約金として当社に支払うものとする。ただし、当社に発生した損害額が違約金を上回る場合は、広告主は当該損害額を支払うものとする）
- (5) 他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他法律上の権利を侵害する行為
- (6) 商品・サービス・アプリの利用者（ユーザーを含み、以下、同様とする）の許諾を得ることなく、又は、利用者が認識しうる商品・サービス・アプリの使用・利用・動作に必要な範囲を超えて、パソコンや携帯電話・スマートフォン等の情報処理端末から端末情報、個人情報その他の情報について読み取り・書き込み・受発信・取得等し、又は当該端末における設定の追加・変更等の操作・動作を行い、又は第三者への開示等を行うこと。また、これらの行為に該当すると疑われる行為
- (7) アプリを動作させるためのオペレーションシステム提供者が管理・運営するアプリケーションストアにおいて、配信が認められていないアプリを運営・提供すること（但し、当社が特別に認めた場合を除く）

- (8) アプリを動作させるためのオペレーションシステムにおいて定められた規約・規定・条件に違反すること
- (9) 上記各号に該当するおそれのある行為
- (10) 本契約の各条項に違反すること

第11条 (保証)

1. 広告主及び当社は、自己又は自己の役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）に該当しないことを保証する。
2. 広告主及び当社は、自己が、反社会的勢力との間で、次のいずれにも該当しないことを保証する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力を利用していると認められること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) 自己の役職員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
3. 広告主及び当社は、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしないことを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて信用を棄損し、または業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 広告主及び当社は、相手方が前各項に違反した場合、相手方に催告をすることなく、本契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方に損害が生じたときであっても、なんら賠償ないし補償をすることを要しないものとする。また、本条各項に基づく解除により、広告主及び当社に損害が発生した場合は、相手方はその損害を賠償するものとする。

第12条 (ID とパスワードの管理)

広告主は、当社が付与した ID 及びパスワードを、自己の責任のもとに厳重に管理するものとする。万一、その管理を怠ったために損害が発生した場合は、広告主の負担とし、当社はいかなる責任も負わないものとする。

第13条 (成果の管理)

1. 広告主は ZETUMA 上の広告主専用の管理ページにアクセスし、成果に関するデータを管理するうえでアフィリエイトによる不正な行為を発見した場合、直ちに当社に報告しなければならない。
2. 広告主及び当社が、成果に関するデータの管理・不正な行為の報告を怠ったことに起因するアフィリエイトとのトラブルに関しては、互いに誠意をもって協議し、これを解決するものとする。
3. 広告主は、成果の確定又はキャンセルを行った根拠となる事実に関する記録を保管し、当社より請求を受けたときは、当社に対し当該記録その他当社の要求する書面を示して説明又は報告しなければならない。
4. 広告主の成果の確定・キャンセルに関して虚偽の処理又は不当な処理が判明した場合、当社は(1)当該処理に係る成果報酬及び当社所定手数料の合計の3倍に相当するペナルティ、(2)本条第4項の調査のために必要とした交通費、人件費等の費用、(3)訴訟等の裁判手続きを行った場合にはそれに関する一切の費用（弁護士費用を含む）を広告主に請求することができる。

第14条（トラッキングシステムの設定及び管理）

広告主は、自らの責任において、広告主サイトにトラッキングシステムのための設定を行い、広告主サイト又は広告主アプリの運営・管理上の一切の動作・作業により当該設定に誤りが生じないよう常に管理する責任を負うものとし、広告主は、当社より通知されるトラッキングシステムの更新情報などに速やかに対応しなければならない。万一、その管理を怠ったために、トラッキングシステムの設定に誤り又はその他の不具合が生じ、その結果、成果の集計漏れ、損害又はその他の問題が発生した場合は、広告主の責任及び負担にてこれを解決し、当社はいかなる責任も負わないものとする。

第15条（著作権・知的財産権）

1. 広告主は、ZETUMA において著作権又はその他の知的財産権に関して問題のあるコンテンツを利用してはならない。
2. 広告主と第三者との間において、著作権又はその他の知的財産権に関する問題が生じた場合は、広告主がこれを解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとする。

第16条（秘密保持ならびに個人情報の取扱）

1. 当社と広告主は、本契約を通じて知り得る相手方の秘密を、相手方の事前の承認なしには一切外部に公表することはないものとする。但し、裁判所若しくは警察その他行政機関の命令・捜査などがあった場合又は裁判所・警察その他行政機関に対し訴訟その他の手続上、当社が提出するべきと判断した情報又は既知となっている情報は除くものとする。また、当社と広告主は、参加広告主等全般にまたがって集計された統計情報を、当該情報の主体が特定できない範囲において利用・公表できるものとする。
2. 当社は、広告主の個人情報を「個人情報保護方針」に基づき適正に取り扱いするものとする。
3. 広告主は、ZETUMA を利用して得た又は知り得る他の会員の情報（アフィリエイト情報を含む）については個人情報保護法に関する法令等を遵守し、ZETUMA を利用する目的以外に使用してはならないものとする。

第17条 (契約期間)

本契約は、本サービス利用開始日より1年間とするものとする。但し、契約終了日の30日前までに当事者の一方から終了する旨の通知がない限り、同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第18条 (解約)

1. 当社又は広告主は、解約を希望する日より1週間前にメール又は書面による解約の申出をし、本契約を終了させることができる。
2. 当社は、当社の定める「広告主契約基準」に照らし、広告主あるいは広告主サイト等の内容が不適切と判断した場合には、いつでも解約又は一時停止の申出をし、本契約を終了又は広告主へのサービス提供を一時停止させることができる。この場合において、当社は広告主に対して、その内容・根拠の説明を要しないものとする。
3. 広告主は、解約後といえどもアフィリエイトプログラムの稼働期間中に、発生した成果については、本規約第8条・第9条に定める義務を負うものとする。

第19条 (契約の解除)

1. 当社又は広告主は、相手方に下記の事由が生じた場合、催告なしに本契約を解除することができる。なお、当社は広告主に下記の事由が生じた場合であっても、当社の判断により解除の前に事情に応じて広告主のアフィリエイトプログラムを一時停止とすることができる。
 - (1) 本契約内の条項を遵守しなかった場合
 - (2) 破産手続開始、民事再生、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、又は清算にはいったとき
 - (3) 支払の停止又は手形交換所の取引停止処分があったとき
 - (4) 仮差押、差押もしくは競売の申立があったとき
 - (5) 租税公課を滞納し督促を受け、又は保全差押を受けたとき
 - (6) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消などの処分を受けた場合
2. 本条第1項に基づき本契約が解除された場合、相手方当事者は、本契約に基づく債務についての期限の利益を失い、直ちに支払わなければならない。

第20条 (精算義務)

1. 本契約が終了した場合、広告主は、終了日までの確定した成果報酬額を支払わなければならない。また、終了日以降もアフィリエイトプログラム期間中の確定された成果報酬があれば、別途支払わなければならない。
2. 本契約が終了した場合、当社が特に認める場合を除き、アフィリエイトプログラム期間中の成果について終了後、30日以内に確定又はキャンセルを行わなければならない。本契約終了後30日が経過した場合又は当社が別途定める期間を経過した場合には、当社が広告主に代わって確定又はキ

キャンセルを行うことができるものとする。

3. 本契約又はアフィリエイトプログラムが広告主の事由により解除又は一時停止された場合、又は広告主について本規約第19条1項に定める事由が生じる恐れがあると当社が判断する場合は、本条第2項にかかわらず当社が広告主に代わって、直ちに確定又はキャンセルを行うことができるものとする。
4. 広告主が債務の支払を怠った場合には、当社は当該債務に含まれるアフィリエイトターへの成果報酬の支払を停止することができるものとする。当社は、このことにより生ずるアフィリエイトターからのクレーム等に対して一切責任を負わず、アフィリエイトターとの交渉は直接広告主が行うものとする。

第21条 (担当者との連絡)

広告主と当社との連絡は、原則として電子メールにて行われるものとする。広告主は、この連絡メールの受信を拒否できないものとする。

第22条 (ZETUMA の停止、変更、修正、追加、削除)

当社は、いつでもその内容を停止、変更、修正、追加、削除することができるものとする。その内容の広告主への通知は2週間前に電子メールにて行うものとするが、緊急を要する場合はその限りではないものとする。

第23条 (保証の制限)

当社は、以下の事項の保証をしないものとする。

- (1) ZETUMA が停止することなく、問題なく運営されること。
- (2) ZETUMA に欠陥が生じた場合に、常に修復されること。
- (3) ZETUMA に係るシステム内に何らエラー、バグ等の欠陥、不具合が存在しないこと。
- (4) ZETUMA 内にコンピュータウイルスなどの破壊的構成物が存在しないこと。
- (5) そのためのセキュリティ方法が十分に提供されていること。
- (6) 当社及び広告主の意向に沿って、アフィリエイトターがメディアの管理・運営を行い、広告の掲載又は取外しを行うこと。
- (7) ZETUMA の利用後、オペレーションシステム提供者が管理・運営する配信サービスにおいて、広告主アプリの販売・提供に問題が発生しないこと。
- (8) ZETUMA の利用により、自らの目的の一部又は全てが達成されること。

第24条 (責任の限定)

当社は、本契約に関する債務不履行あるいは、不法行為その他請求の根拠のいかんに関わらず、得べかりし利益、あらゆる種類の付随的損害、間接損害、派生的損害、及び特別損害について、責任を負わないものとする。

第25条 (損害賠償等)

1. 広告主の行った行為に起因して、広告主及び第三者（アフィリエイトを含む。本条において以下同じ）に発生した損害に対しては、当社は何ら責任を負わないものとする。
2. 広告主が行った行為に起因して、当社に損害が発生（当社が第三者から損害賠償等を請求された場合を含む）した場合、当社は当該損失額（対応に必要な費用を含む）を広告主に請求できるものとする。

第26条 (権利及びライセンスの帰属)

当社や各広告主がそれぞれに ZETUMA に提供する、コンテンツ、技術、すべてのイメージ(バナーや商標なども含む)に関する権利は、すべて提供者に帰属するものとし、提供を受ける当事者は ZETUMA 上の限定された範囲内でのみその利用を許可されているものとする。また、提供を受ける当事者は提供者の事前の許可なくして、それらの内容などに対して一切の修正・変更はできないものとする。

第27条 (商標等の使用)

1. 当社の商標等（社名、サービス名、その他ロゴマーク等を含む）の使用は、広告主が ZETUMA の広告主として活動する為に必要な媒体（インターネット上の WEB ページ、名刺、パンフレット等）への掲載に限るものとする。
2. 当社より商標等の使用許諾を得た場合であっても、当社の裁量により使用方法等につき不相当と認められた場合には、当社は広告主に対して直ちに使用を中止するよう申出をし、又は使用許諾の取消を行う事ができる。

第28条 (地位等の譲渡)

広告主は、当社の事前の書面による同意なしに、本契約上の地位・本契約上の債権債務の全部又は一部を譲渡することはできないものとする。

第29条 (不可抗力)

天災、当局の不作為、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動、戦争行為、通信回線の不通又は通信機器の破壊等の不可抗力があった場合、いずれの当事者も、本契約義務を履行する責任を負わず、履行遅滞について責任を負わないものとする。

第30条 (遅延損害金)

広告主が、ZETUMA の利用に関する金銭の支払義務を怠ったときは、年14パーセントの割合による遅延損害金(年365日の日割計算)を支払うこととする。

第31条 (届出義務)

1. 広告主は、申込書記載の住所・登記簿上の住所・会社名・代表者等の申込内容に変更があった場合に、速やかに当社に届出るものとする。

2. 広告主が本条第1項の届出を怠ったために、当社の通知又は送付された書類が延着し、又は送達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。

第32条（準拠法・合意管轄）

本規約及び本契約は日本法に準拠し、本規約及び本契約に関する訴訟は、その訴額に応じて大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（規約及び条件等の改訂）

1. 本規約及び条件は、当社の裁量により広告主の承諾なく随時変更・改訂を行うことができるものとし、広告主はこれを承諾するものとする。なお、当社は、本規約及び条件の変更・改訂を行った場合は、その旨電子メールにて告知するものとする。
2. 本条第1項による改訂後の本規約も、当社と広告主との間のすべての関係に適用されるものとする。

以上

2018年3月14日制定